

令和 5 年度科学研究費助成事業（科研費）の公募から適用する
「審査区分表（内容の例）」の改正案等について

I 科研費における「審査区分表」の位置づけ

- 科研費は、人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究（研究者の自由な発想に基づく研究）を対象とした競争的研究費であり、研究者は、自らの研究計画の内容に照らして審査を希望する区分を選択することができる。
- 科研費の「審査区分表」は、平成 30（2018）年に、これまでの「系・分野・分科・細目表」を廃止し、全体的に大括り化し、新たに策定されたものであり、基盤研究等の審査希望分野の分類表として厳正かつ効率的な審査を実施する上で重要な役割を担っており、現在、306の小区分、65の中区分、11の大区分で構成されている。
- 審査区分は、学問分野の体系化を趣旨としたものでも、大学の学科・専攻や学会の分野などに基づくものでもなく、また固定化されたものでもない。審査において、学術研究の新たな展開や多様な広がりにも柔軟に対応できるようにしたものであり、小区分は「○○関連」、中区分は「○○および関連分野」、大区分は分野名を付さずに記号（A～K）で表記することで、応募者の選択の自由を確保している。
さらに、「系・分野・分科・細目表」では細目ごとに多いもので数十に及ぶキーワードを付していたが、「審査区分表」では、おおよその審査対象範囲を説明する「内容の例」を新しく設け、10 個程度を限定列記することとしている。
- 「審査区分表」の導入により、応募者にはこれまでより広い審査区分に対応した研究計画調書の作成を、審査委員にはより広い視野に立ち研究計画調書の内容に沿った学術的価値の審査を求めることで、研究者の意識改革を促し、学問的視野を広げ、当該研究の発展に資することを目指している。

II 改正の経緯

- 今回の改正に当たっては、平成 30 年 8 月に科学研究費補助金審査部会において決定された「「審査区分表」の見直しの基本的考え方について」を踏まえ、日本学術振興会が改正案を作成し、その案を基に、科学研究費補助金審査部会が決定することとしている。

Ⅲ 今回ご意見をいただきたい改正案の内容

○「審査区分表（内容の例）」の見直しについて

- ・今回の見直しは、令和２年２月５日～３月１日に日本学術振興会において実施した意見公募の結果及び、応募動向の検証結果等を踏まえ、現行の大区分・中区分・小区分を継続適用しつつ、小区分の「内容の例」を中心に検討した。
- ・検討に当たっては、将来の大括り化を見据えて単語数を少なくすること、新しいものも包含できるようになるべく抽象的で広い範囲の言葉を用いることを徹底した。
- ・検討の結果、審査区分表（内容の例）を別添１のとおりとする。

○審査の大括り化（「基盤研究（Ｂ）」における複数の小区分での合同審査の実施）の対象となる区分について

- ・日本学術振興会における、大区分・中区分・小区分への研究種目別の応募動向等の分析の結果を踏まえ、より公正な審査及び、今後の審査区分の更なる大括り化を目指す観点から、基盤研究（Ｂ）において、著しく応募件数の少ない状況にある一部の小区分については、他の小区分と合同で審査を行う。
- ・合同審査は、別添２のとおり４９小区分を対象とする。

< 合同審査の方法 >

- ・審査委員選考に係る基本的な考え方（下記参照）に沿って選考された審査委員による２段階書面審査を実施する。採択可能件数等の審査に必要な情報は合同審査の単位で算出（対象区分の合計値）する。
- ・また、審査区分ごとの応募採択状況を公開する場合や審査結果を応募者本人に開示する場合は、審査委員の公開と同様、合同審査の単位で公開・開示することとする。

< 合同審査に係る審査委員選考に係る基本的な考え方 >

○個々の小区分ではなく、合同審査対象区分として適切に審査できる体制とする。

< 留意事項 >

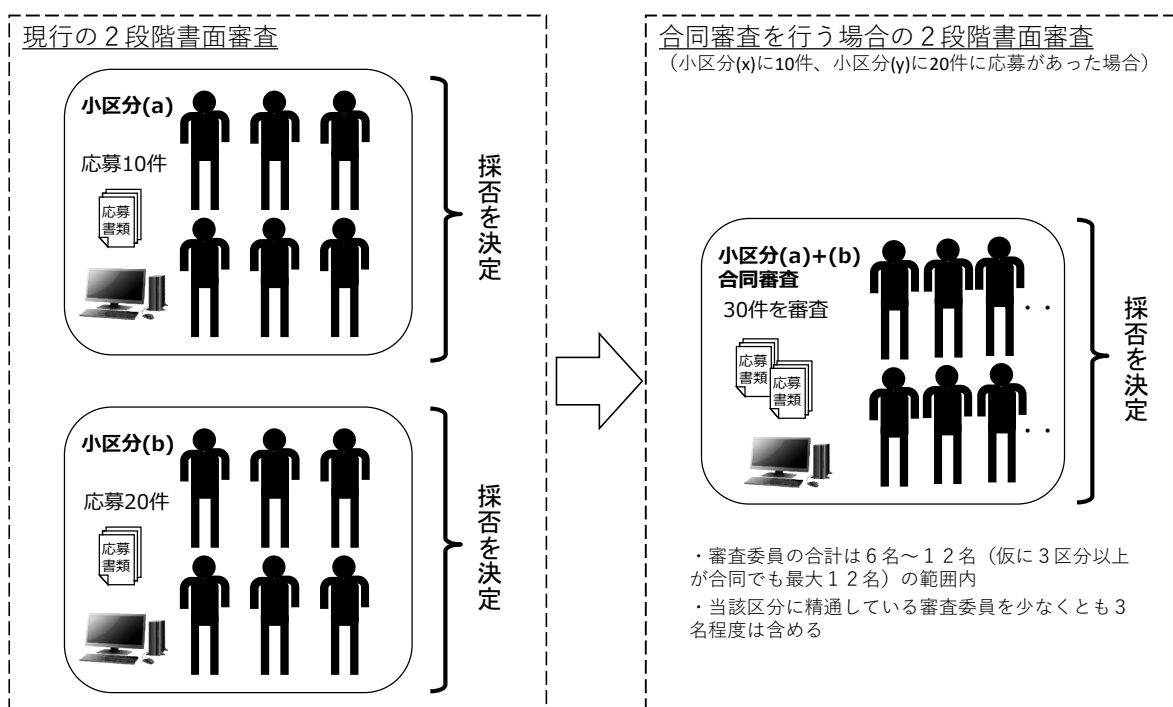
- ・選考（委嘱）段階から「合同区分を審査するための審査委員」とし、区分に帰属意識が生じないよう留意する。
- ・審査委員名はX・Y区分の合同審査委員としてまとめて公開する。
- 合同審査対象区分ごとに事情が異なるため一律の審査委員構成とはせず、合同審査対象区分ごとに適切な審査委員の構成を検討する。

○ただし、個々の審査委員を選考するに当たっては、以下の大枠の範囲内とする。

- ・審査委員の合計は6名～12名（仮に3区分以上が合同でも最大12名）の範囲内。
- ・利害関係で審査委員が抜ける可能性を考慮し、どんなに応募件数が少ない区分であっても、当該区分に精通している審査委員を少なくとも3名程度は含める。

（参考1：審査の大括り化（「基盤研究（B）」における複数の小区分による合同審査の実施）のイメージ）

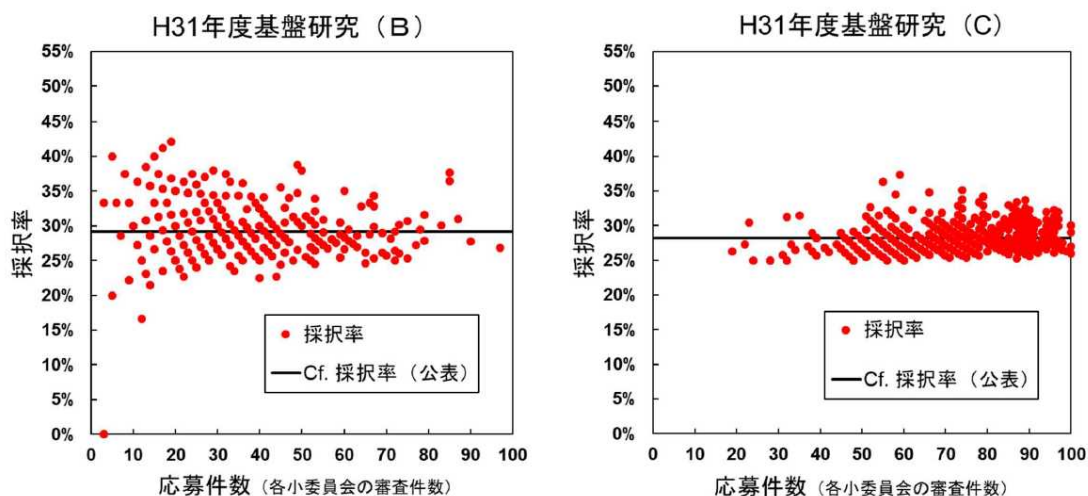
基盤研究（B）は電子システム上で2段階にわたって書面審査を行う「2段階書面審査」で採否を決定



(参考 2 : 採択率や採択結果のばらつきについて (日本学術振興会より報告))

【分析①】 応募件数が少ない区分は、十分ある区分と比較してどの程度採択率がばらつくか

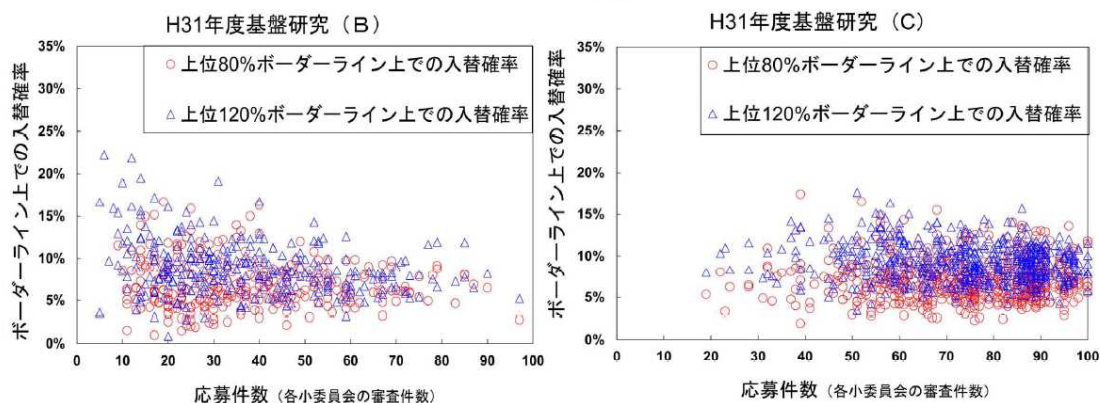
実際の各小委員会での審査データを用い、応募 (= 審査) 件数と採択率との関係から、どの程度の応募件数であれば、小委員会間の採択率のばらつきが抑えられるか調べた。



【結果①】 応募件数がおよそ 10 件以下の領域では、小委員会間での採択率のばらつきが顕著に大きかった。応募件数 10-20 件の領域では、小委員会間の採択率が公表値に収束し、それ以降は一定のばらつきとなった。

【分析②】 応募件数が少ないとどの程度採否結果に影響を与えるか

各小委員会の 1 段階目の書面審査の評点データを用い、審査委員の 1 人が利害関係で抜けたと仮定し、本来の評点ではボーダーラインの上にあった課題が、ボーダーラインの下になってしまうパターン数 (又はその逆) をカウントし、1 段階目の書面審査結果が入替わる確率を調べた。



【結果②】 応募件数がおよそ 10 件以下の領域では、1 段階目の書面審査結果が入替わる確率が顕著に高くなった (特に上位 120%ボーダーライン上)。応募件数 10-20 件の領域で審査結果が入替わる確率が急激に低下し、それ以降は一定の確率に収束するような傾向が見られた。